

大分県報

令和五年
第四一七号
六月十三日

（火曜日）

目次

告示

土地改良区の定款変更認可（五件）……………
土地改良法による土地改良施設管理規程の認可……………
道路区域の変更……………

○告示

大分県告示第二百七十号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
令和五年六月十三日

土地改良区名	所在地	認可年月日
宇佐土地改良区	宇佐市	令五・五・一九

大分県告示第二百七十一号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
令和五年六月十三日

土地改良区名	所在地	認可年月日
緒方井路土地改良区	豊後大野市	令五・五・三一

令和五年六月十三日

大分県告示第二百七十二号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
令和五年六月十三日

土地改良区名	所在地	認可年月日
宇田枝井路土地改良区	豊後大野市	令五・五・三一

大分県告示第二百七十三号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
令和五年六月十三日

土地改良区名	所在地	認可年月日
高柴土地改良区	豊後大野市	令五・五・三一

大分県告示第二百七十四号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
令和五年六月十三日

土地改良区名	所在地	認可年月日
長谷緒土地改良区	豊後大野市	令五・五・三一

大分県告示第二百七十五号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良施設管理規程を認可した。
令和五年六月十三日

大分県報（告示）

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

その関係図面は、令和五年六月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和五年六月十三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

道路の種類及び路線名

区 間

区域変更前後別

敷地の幅員

延 長

県道九重野荻線

竹田市荻町宮平字宮平三六五〇番四から竹田市荻町瓜作字入佐四六五四番三まで

後 前

三七・〇
八・一

一五・四
七・二

メートル

九六〇・〇

九六〇・〇

メートル

施設名 奥岳川頭首工	期 間	取 水 量	立方メートル/秒
	六月 一日から六月 五日まで		〇・四三二
	六月 六日から六月一〇日まで		〇・四六五
	六月 二一日から六月一五日まで		〇・六九三
	六月 二六日から六月三〇日まで		〇・四六九
	七月 一日から七月二一日まで		〇・四五七
	七月 二二日から八月一〇日まで		〇・六四八
	八月 二一日から八月三一日まで		〇・五六一
	九月 一日から九月三〇日まで		〇・四五六
	一〇月 一日から五月三一日まで		〇・〇六一

- 1 認可の年月日
令和五年五月三十一日
- 2 認可を受けた土地改良区の所在地及び名称
豊後大野市緒方町小原百九十四番地の二
長谷緒土地改良区
- 3 土地改良施設の名称
奥岳川頭首工
- 4 管理規程の概要

大分県告示第二百七十六号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

- 2 点検及び整備に関する事項
- 3 緊急事態における措置に関する事項
- 4 その他必要な事項